

## 平成 27 年度税制改正大綱における 改正法人税法の欠損金控除制限と事業再生について

ご高承の通り、平成 27 年度税制改正大綱が平成 26 年 12 月 30 日に決定され公表されました。この中には法人実効税率引き下げの財源の一つとなる欠損金の控除制限措置の拡充が盛り込まれています。

同措置は、欠損金の控除限度額を現行の所得の 80%相当額から段階的に引き下げ、平成 29 年度以降については所得の 50%相当額とするものです。具体的には、平成 27・28 年度については所得の 65%相当額、平成 29 年度以降は所得の 50%相当額を控除限度額とするとともに、平成 29 年度以降に生じた欠損金については、繰越期間を 10 年（現行 9 年）とするものです。

### 1. 税務問題委員会の活動と改正内容について

税務問題委員会（以下「本会」という。）は、毎年、「事業再生に関わる税制改正要望」を取りまとめ、関係省庁と意見交換の場を設けておりますが、平成 26 年 7 月 18 日に取りまとめた同要望書において、「青色欠損金控除制限における事業再生の適用除外（法令改正）」について要望をしたところです。これは、概略、「会社更生法、民事再生法等の事業再生の場合には、債務免除を受ける事業年度およびその後の再生計画期間について青色欠損金の控除制限の適用除外とすべきである」というものです。

先に公表された平成 27 年度税制改正大綱では、欠損金の繰越控除制度に関し、事業再生に係るものについて次の通り記載されています。

更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には、連結親法人）については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後 7 年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。

（注 1）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

（注 2）上記の措置に伴い、平成 23 年 12 月改正における更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合に係る経過措置については、これに統合する形で廃止する。

（注 3）会社更生等による債務免除があった場合の欠損金の損金算入制度については、現行どおりとする。

この内容は、先の本会の要望と大要において同様のものであり、今回の改正にあたり本会の活動が一定の成果を上げることができた結果であると考えております。

### 2. 改正の留意点について

ところで、大綱の内容には留意すべきと思われる点がありますので、ご参考までに以下に記載いたします。

具体的には、前記大綱の引用部の（注1）及び（注2）にあたる部分であり、これらの内容を整理とすると、更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた時期と対象法人の事業年度とに応じ、一定期間内における欠損金の控除限度額は次の通りとなるものと考えられます。

#### 事業再生に係る欠損金控除制限の適用関係

事実の発生(※1)	平成24年4月1日前	平成24年4月1日以後
事業年度	平成24年4月1日前開始事業年度	
控除限度額	所得金額の100%	
事業年度	平成24年4月1日以後開始事業年度 (Aの事業年度を除く)	
控除限度額	所得金額の100%(※2)	所得金額の80%
事業年度	平成27年4月1日以後開始事業年度 (A)	
控除限度額	所得金額の100%(※3)	

中小法人等に該当する場合(期末資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある子法人等を除く。)は、上表に拘わらず控除限度額は所得金額の100%とされます。

(※1) 更生手続開始決定、再生手続開始決定等の事実を指します。

(※2) 平成23年12月改正における平成24年4月1日前に事実の発生があった場合に係る経過措置適用法人

(※3) 今回の大綱による((※2)の法人及び平成24年4月1日以降に事実の発生があった法人を含む)。ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度は対象外。

なお、今後公表される法令等により、上記とは異なる適用関係となる場合も想定されます。上記整理は、大綱の文言から推測したものであり、会員の皆様に可能な限りの情報を提供しようとする趣旨によるものであるため、現段階ではご参考程度にとどめて頂ければと存じます。

以上